

弁護士とは 一下

弁護士 大槻 哲也

(前号からの続き)

5.人から情報を聞きだす取材力 コミュニケーション力・人間力

紛争を処理していくためにもっとも留意すべき点は、過去にあった出来事・事実を確定することです。一見すると、法律の専門家だから法律を知ることが大切と思われるかもしれません。それはそのとおりなのですが、実は、真に重要な作業は、過去の事実を証拠に基づいて再構築することなのです。

もちろん、弁護士が事件を目撃しているわけではありませんから、依頼者から情報を聞き取り、あるいは、保存している資料を精査することで、過去の出来事を、可能な限り再現することになるのです。

加えて、医師・技術者など、その道の専門家から情報を得るという場合も相当あります。さらには、事実の認定とは意味が異なりますが、現実の職務の中には、トラブルの相手方との直接交渉という場面も想定されます。

このように人と話をし、うまく聞き取り、整理する場面は不可欠なことなのです。

人から話を聞くには、いくつかの注意点があります。まず、話し手に共感することです。弁護士の依頼者には、時には刑事被告人である場合もあります。また、自分ならだまされないようなことで、愚かにもだまされてしまった人という場合もあります。普通、このような人に共感を抱くのは難しい。しかしながら、相手から見れば、自分に共感をしてくれない人を信じるということはない。依頼者、あるいは情報提供者との間に、なんらかの信頼関係が醸成されないと、事情を聞き、過去の出来事を再現するということは難しいのです。この意味で、まずは、相手の立場に共感する必要があります。

また、相手の立場に共感する上では、人としての懐の深さや、過去の失敗に寛容であることが必要になってくるでしょう。そして、物事に寛容であるためには、いろいろなことを相対的に見る力、すなわち、人間とは実に多様であるし、価値も多様であるのだ、という視座が求められると言えましょう。これが、コミュニケーション力を高めるカギとなります。

そして、人のコミュニケーションで要求されるのは、究極はその人の人間力です。もちろん、私自身が、これに長けているわけではなく、書いていて正直恥ずかしいところですが、書きますね。

人間力、なかなか、説明が難しいです。弁護士に限らず、世の中の様々な場面で、「この人だから正直に話をしよう」「あなたが交渉相手だから、あなたを信頼して、妥協しよう」ということが、往々にしてあります。そして、このような信頼関係を醸成できる力が人間力に他なりません。

人の信頼関係の醸成は簡単ではありません。殊に、弁護士の場合、話をしている相手が、敵対する関係の場合もあり、元来信頼関係を持ちようのない人と話し合いや交渉をする場合もあるわけです。そういう人たちと信頼関係を形成していくことは、決して楽ではなく、また、楽しいことばかりではないですが、避けて通れません。

人間関係におけるぶつかり合い(主張をしあう。妥協し和解する。時には決裂し、仲違いする。決裂後に修復する。)は、

この人間力を培うために必要な土壤と言えます。このような経験が、人間力を高め、陶冶していくと思っています。そして、学生時代は、クラブ活動やクラスメートとの間で友人関係(同学年だけではありません。)を形成していく、またない機会なのです。

もちろん、人間力は、学生時代だけで培われるわけではないので、その意味では気楽に考えればいいでしょうが、人ととのぶつかり合いを避けがちな風潮があるので、無視は出来ないでしょう。

6.大量の資料をインプットする 多読力・速読力

弁護士が事案処理にあたり必要となるプロセスの中に、依頼者から提供される情報の精査・分析、類似事案の調査、案件における特殊用語(いわゆる業界用語)の調査・習熟、業界の技術水準などに関する情報収集(例えは、医療過誤事案であれば医療技術水準。欠陥建築問題であれば建築技術水準といったこと)など、種々の情報を収集・精査することができます。このような情報収集にあたり、大量の文献・資料を読破する必要があります。1日で完成させよ、というものではないですが、決してたくさんの時間があるわけではありません。

殊に、インターネットによる情報収集が可能になり、情報アクセスの壁が著しく低くなった昨今では、大量の情報を獲得することができます。この大量の玉石混交の情報から取捨選択する必要があります。その意味で、20年ほど前の社会の実情とは大きく様変わりしており、弁護士の職務と、このような社会の変動と隔たりがあるわけではありません。

ここで、まず、先ほど述べた多様な関心が活きてきます。取っ掛かりがあれば、知らない場合よりも、容易に文献や資料の読破が可能です。あるいは、より多くの資料にアクセスする方法も持ち合わせる場合があるでしょう。ですが、何でもかんでも知っているというわけにはいかないこともありますから、知らない情報でも素早くアクセスし、自分のものにすることが必要になってくるわけで、多読と多読により得られる読書力が心強い武器となることは言うまでもありません。

残念ながら、現行の教育制度で、このような練習をする機会はほとんどありません。皆さんの個人的な見識や努力に委ねられているわけです。もちろん、読書の時間が色々な学校で用意されているようですが、はっきり言って時間的には全く不十分で、何もないよりはよいかも、という程度です。この点、斎藤孝明治大学教授が、「文庫100冊、新書50冊」の読破を推奨していますが、明確な目標設定という意味では有効な視点ではないでしょうか。

7.主張を展開する 記述力・文章力・表現力

弁護士は、裁判所で訴訟手続に関わり、当事者の言い分を咀嚼して法的な意味に再構成し、あるいは依頼者が主張する事実を認定させるため、証拠を提出したり、証拠の意味内容を

裁判所に説明したりするわけです。そのプロセスは、裁判所に対する口頭ないし文書で説得する作業に他なりません。ここでは、口頭で説明する部分もありますが、主として文書で主張を展開することになります。

法律用語やその文章法そのものについては、専門教育において習得すれば足りるわけですが、ここでは、その前提を書かせていただきます。

文書で説得する上で大切なのは、その文書がわかりやすい文章であることです。わかりやすい文章は、実は多義的で、読み手の能力に応じても変わってくるところですが、わかりやすい文章を意識して書くこと自体は万人に共通して有効であるといえましょう。そして、わかりやすい文章を書くには、①たくさん書いて、②添削してもらうしか良い方法はありません。あるいは、他人の書いた文章(新聞記事でもいいし、書籍でもいい。何でもいいです。)を丸写したり、それを自分で添削し、よりわかりやすく書き直してみることです。

これも個人的な話で恐縮ですが、私は、中高時代にそのような練習をしたことは全くありませんでした。そのため、司法試験の受験勉強の時に苦労した思い出があります。これを克服するのに、論文試験の解答を丸写しする作業、模範答案を添削する作業、模試の解答を先輩に添削してもらう作業を、時間をかけてしなければならなかったわけです。ところが、私と違い、大学に入学する時点で、このようなわかりやすい文章を書く力を身につけている人もいるわけですね。そのような人は、短時間の学習で合格できるわけです。

そして、試験に合格するだけではありません。弁護士の仕事は、文書を作成することが基本的な職務になります。文章を判りやすく書く力は、身につけるべき能力なわけです。

また、読み手と共に理解が可能な語彙をたくさん仕入れておくことも意味があります。訴訟手続において、読み手は裁判官か弁護士ですから、法律専門用語は共通理解がなされているとみてよいところです。ただし、文書は法律用語だけで埋め尽くされるわけではありません。あくまでも日本語ですから、一般的な語彙力はベースになるわけです。

語彙力をつけるには、①多読と辞書引き、それと、②多様な経験でしょう。語彙力といいましたが、言葉の意味だけでなく、反対語・同義語の知識、など多面的な知識を指します。また、辞書引きといましたが、国語辞典や漢和辞典に限らず、図鑑、百科事典、インターネットなどによる調査、テレビや新聞などによって得られる情報取得も含まれます。そして、文章を作る上で、多様な経験を持っていることの重要性は言うまでもありません。言葉に強力な裏打ちを与えるものだからです。

このように、本項では、ここまで、表現力・記述力に関して、文書作成能力を軸として説明してきました。

しかし、現在、裁判員裁判の導入があり、説明・説得する相手が法律の専門家ではない場合、また、口頭での説明を必要とする場合があります。また、証人尋問などでは、予期しない情報が突然、開示され、それに瞬時に対応する必要があります。これは、文書作成ではなく、口頭で簡潔・明瞭に説明する力と言い換えるものです。

もっとも、この点については、おののの得手不得手がある

ことが、どうしても避けがたいところです。ただ、事前準備の周到で回避できる部分も多いし、いろいろな人とディベートしていく中でできるようになる分野です。もっとも、日本の中学・高校では、ディベートはなかなか身に付きにくいでしょうね。また、大学でもディベートをカリキュラムとして意識的に用意している学校は少ないと思いますが、これは、少人数教育を恒常化しない限り難しいでしょう。個人的にもよい手法が見つかっていないということで、許してください。

8.より良き社会・世界を求める意欲

弁護士になる醍醐味は、よりよき社会を作り上げること、あるいは、微力ながらその一助になったと思える時でしょう。それは、主として、個別の事件の解決に際してですが、もちろん、ルール作りに関わったと思える時も同様の感慨を持つことがあります。

よい社会とは何かを模索し、さらには、その進展のために何をしたらよいのか。これを試行錯誤しながら探求していく気持ちも大切だと考えています。その意味でも、世の中の出来事をしっかりと見つめること、そして、テレビやメディアから流される情報にも懐疑的になる精神が求められるのではないでしょうか。懐疑・疑問のないところから進歩・改善は生まれないのでしょうか。

9.おわりに

以上、様々な観点から説明しましたが、これを全て学生時代にこなすというわけではありませんし、全部出来るはずもありません。もちろん、私の学生時代も、のほんとしていて、ここに書いたようなことを自覚していたわけではなく、まして、実行などしていなかったのが実状です。

しかし、ここで書いたことは、弁護士に限らず、世の中に出で行く上でも意味あることも含まれているはずです。ひとつでも、ふたつでも学生時代に取り組み、有意義な生活を送られるよう願ってやみません。

Navi委員会からの質問

Q2.その職業に就くことを決意したのはいつですか?

A2.段階的に決意するようになったので、明確な時期というはありませんが、(1)中学生の時にテレビで「赤かぶ 検事奮闘記」というドラマを放送しており、いわゆる法曹界に興味を持つ端緒となったのはこれです。(2)その後、高校1年時の現代社会(当時)の授業の中で、法曹界(特に裁判官)を意識するようになり、(3)高校3年進級時に、文系コース(記憶によれば、数学の授業時間が減り、高校2年生で半分くらい終わっていた微分・積分は新たに先に進まないコース)を選択した時点で、法学部志望・司法試験受験を決めました。(4)最終的に、弁護士に職を決めたのは、司法修習生の時です。